

利根川栗橋流域水防事務組合水防協議会条例

	昭和 5 5 年 1 1 月 2 9 日
	水防組合条例第 5 号
改正	平成 9 年 1 0 月 1 3 日
	水防組合条例第 3 号
改正	平成 2 2 年 2 月 1 7 日
	水防組合条例第 1 号
改正	平成 2 2 年 2 月 1 7 日
	水防組合条例第 3 号
改正	平成 2 2 年 3 月 2 3 日
	水防組合条例第 4 号
改正	平成 2 4 年 1 0 月 2 2 日
	水防組合条例第 5 号
改正	令和 6 年 3 月 2 6 日
	水防組合条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 3 4 条第 1 項の規定により設置された利根川栗橋流域水防事務組合水防協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、管理者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

5 委員は、2 5 人以内とし、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから管理者が命じ又は委嘱する。

(任期)

第 3 条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする。

2 管理者は特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集しその議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第5条 協議会に幹事及び書記各々若干名を置き、会長が命じ又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け庶務を掌理する。

3 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を久喜市役所内に置く。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員に対する報酬及び費用弁償の支給については、利根川栗橋流域水防事務組合特別職の職員で非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第11号）を準用する。

2 委員が、会議の招集に応じ住所地の市町村又は関係行政機関の所在市町村から他の招集地まで旅行したときは、その旅行について旅費を前項の例によって支給する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会にはかり定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。